

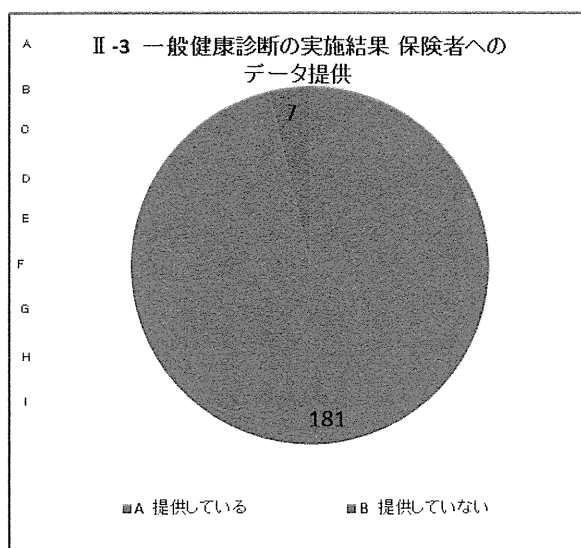
## II - 2 健康診断結果の通知

### (11) その他の通知文書 (自由記載)

2次健診受診のご案内 (紹介状)
COPD対象者リスト、カンパニープロフィール
企業の希望の文書を希望によって差し込む場合あり
緊急連絡
高血圧 (中等、重症) の方への受診勧奨 (本人と事業所へ)
今回、前回ともに要受診者に対する個人用紹介状を提供
受診 (再検、精査等) のための紹介状
紹介状、提携医療機関一覧
精密検査依頼書 (全てのがん検診、一部要受診項目全て)
年2回定期健診の必要な場合、2回めも血液検査、心電図検査
様々な問い合わせに対応する照会先一覧表
要精検者精密検査依頼書 (紹介状)
要精査、要治療の方への受動誘導案内
要精密検者、要治療者に対する健診情報提供書 (いわゆる紹介)

## Ⅱ－3 特定健康診査のデータ提供状況

「特定健康診査のデータ提供状況」については、「提供している」健診機関が181健診機関（96.3％）が圧倒的に多く、「提供していない」健診機関が7健診機関（3.7％）は少ない。制度の浸透をうかがわせる結果となっている。



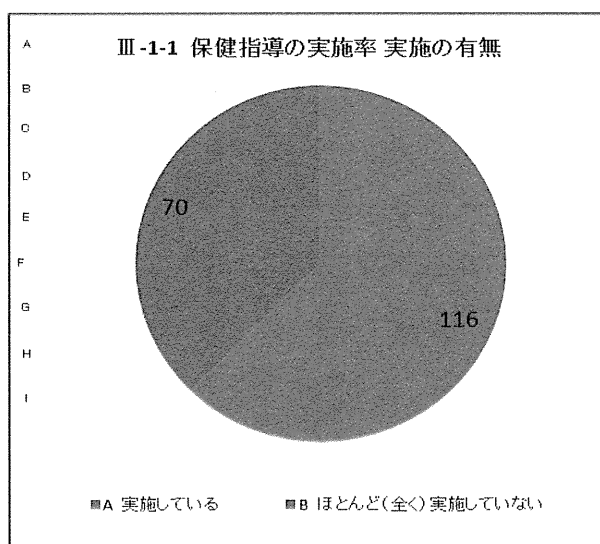
区分	回答項目	回答数	%
A	提供している	181	96.3%
B	提供していない	7	3.7%
	無回答	2	-
	計	190	100.0%

### Ⅲ 保健指導実施状況

#### Ⅲ-1 保健指導の実施率

##### (1) 実施の有無

「保健指導の実施の有無」については、「実施している」健診機関が 116 健診機関 (62.4%)、「ほとんど (全く) 実施していない」健診機関が 70 健診機関 (37.6%) であった。ただし、後述するⅢ-4 に対する回答では、170 健診機関が保健指導の指導内容について回答しており、このことから、「ほとんど (全く) 実施していない」は実績がほとんどないのではなく、わずかではあるが実施している実績はあるものと理解すべきである。

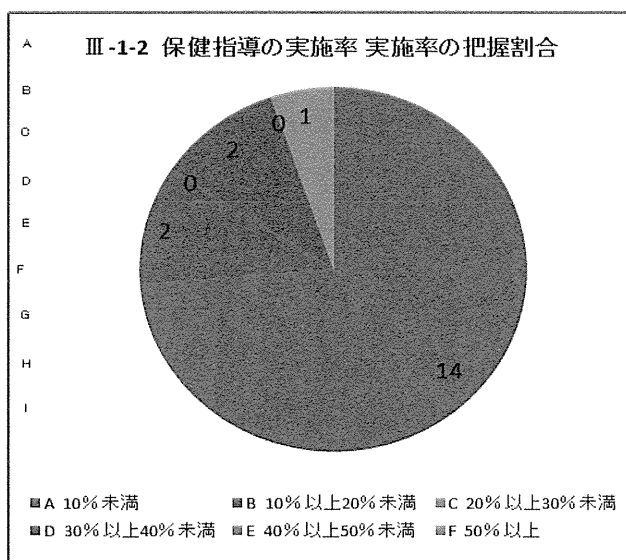


区分	回答項目	回答数	%
A	実施している	116	62.4%
B	ほとんど (全く) 実施していない	70	37.6%
	無回答	4	-
	計	190	100.0%

### Ⅲ－１ 保健指導の実施率

#### (２) 実施率（把握している場合）

健康診断実施後に保健指導を実施している実施率について回答を求めたところ、無回答が171機関（90.0%）で把握している健診機関は19健診機関（10.0%）にすぎなかった。実施率を把握している健診機関の実施率は10%未満が14健診機関（73.7%）で4分の3を占めていた。

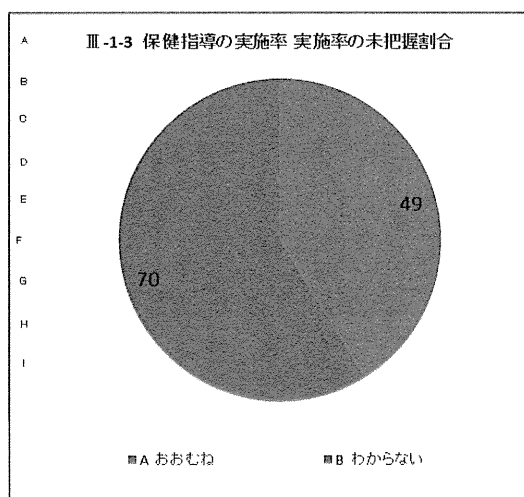


区分	回答項目	回答数	%
A	10%未満	14	73.7%
B	10%以上 20%未満	2	10.5%
C	20%以上 30%未満	0	0.0%
D	30%以上 40%未満	2	10.5%
E	40%以上 50%未満	0	0.0%
F	50%以上	1	5.3%
	無回答	171	-
	計	190	100.0%

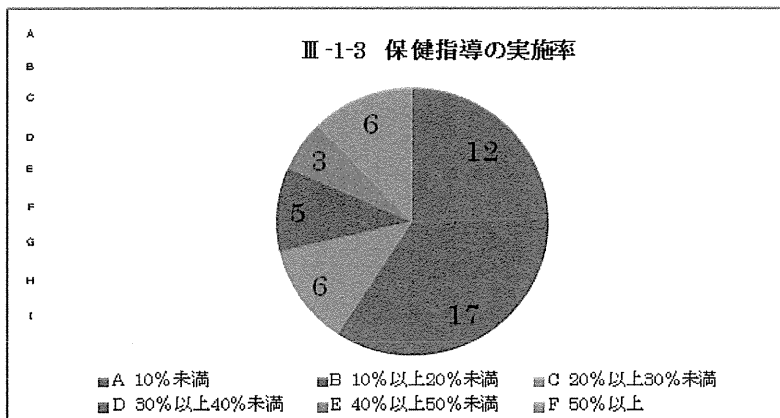
### Ⅲ－１ 保健指導の実施率

#### (3) 実施率（把握していない場合）

実施率を正確に把握していない場合に「おおむね」の実施率について回答を求めたところ、回答が30機関増えて49健診機関（25.8%）となった。それでも無回答は141健診機関（74.2%）であった。



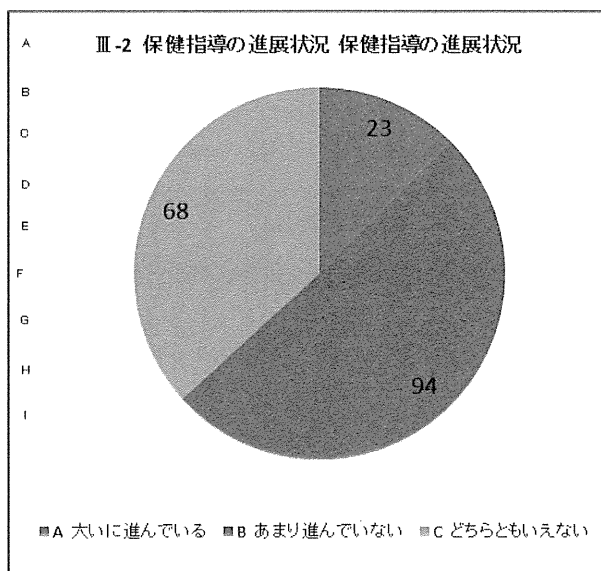
区分	回答項目	回答数	%
A	おおむね	49	41.2%
B	わからない	70	58.8%
	無回答	71	-
	計	190	100.0%



区分	回答項目	回答数	%
A	10%未満	12	24.5%
B	10%以上 20%未満	17	34.7%
C	20%以上 30%未満	6	12.2%
D	30%以上 40%未満	5	10.2%
E	40%以上 50%未満	3	6.1%
F	50%以上	6	12.2%
	無回答	141	-
	計	190	100.0%
	平均	22.7%	

### Ⅲ－２ 保健指導の進展状況

高齢者医療確保法に基づく特定健診・特定保健指導制度が導入により事業場における保健指導（労働安全衛生法第66条の7に基づく保健指導）は進んだかどうかという質問に対する回答は、「あまり進んでいない」と回答した健診機関が94健診機関（50.8%）、「どちらともいえない」と回答した健診機関が68健診機関（36.8%）であるのに対し、「大いに進んでいる」と回答した健診機関は23健診機関（12.4%）にとどまっており、全体として好転したとはいえない結果となっている。



区分	回答項目	回答数	%
A	大いに進んでいる	23	12.4%
B	あまり進んでいない	94	50.8%
C	どちらともいえない	68	36.8%
	無回答	5	-
	計	190	100.0%

### Ⅲ－３ 保健指導の実績

#### (1) 実施人数

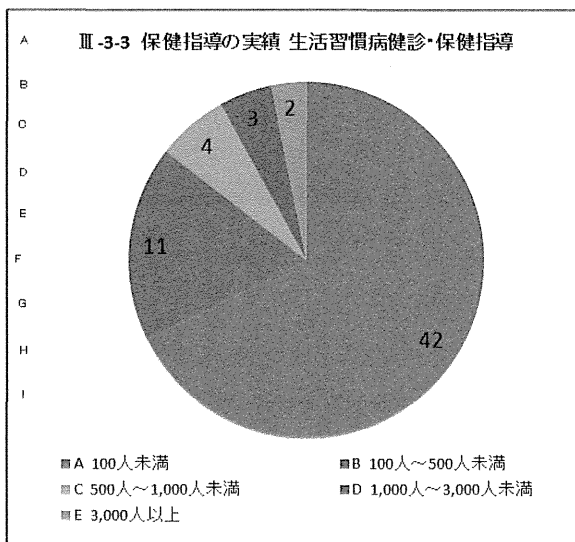
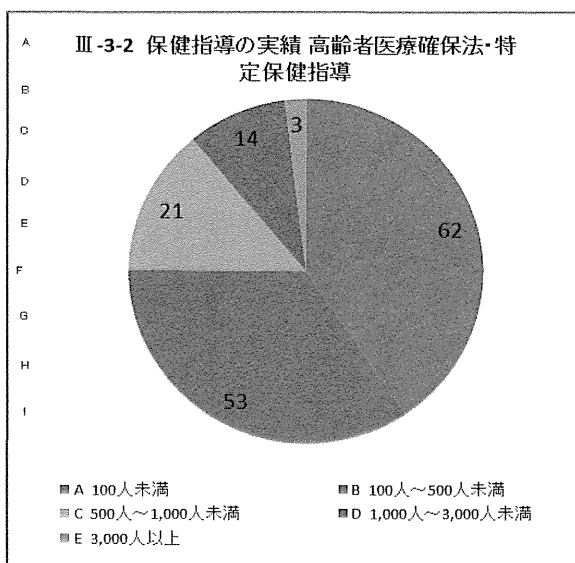
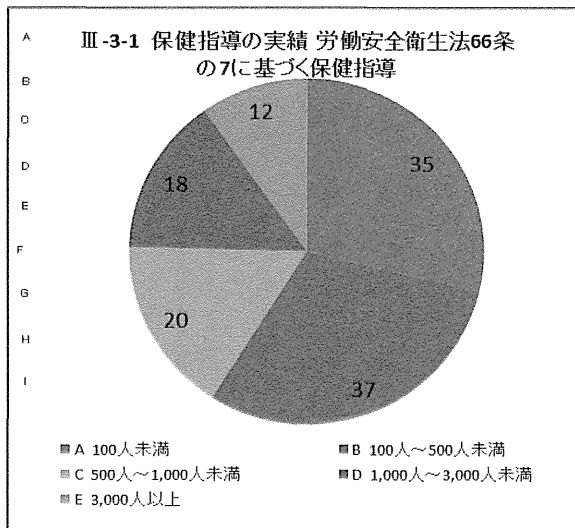
健診機関で実施されている保健指導には、法令、制度の各々の目的から異なる保健指導が実施されている。アンケートでは「安衛法 66 条の 7 による保健指導」、「高齢者医療確保法・特定保健指導」、「生活習慣病健診・保健指導」、「その他の保健指導」の 4 種類に分けて質問した。

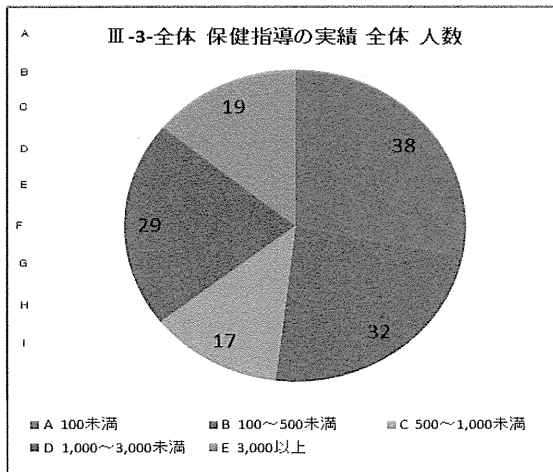
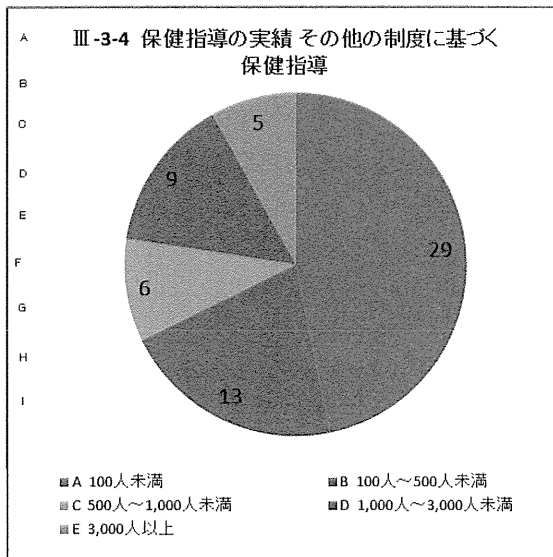
4 種類の保健指導ごとの実施人数については、「安衛法 66 条の 7 による保健指導」は 100～499 人の範囲で回答した健診機関が 37 健診機関 (30.3%) と最も多く、次いで 100 人未満の範囲で回答した健診機関が 35 健診機関 (28.7%) であった。単純には比較できないが、1 健診機関の平均健康診断実施数が 71,515 人、有所見率が 53.4% からみると、健康診断実施後の保健指導に結びつく割合は極めて少ないといえる。

また、4 種類の保健指導の合計では、「100 人未満」の範囲で回答した健診機関が 38 健診機関 (28.1%) が最も多く、次いで「100～499 人」の 32 健診機関 (23.7%)、「1000～2999 人」の 29 健診機関 (21.5%) などとなっている。

なお、上記の 4 種類の保健指導の実施人数は、受診者一人について重複して計上されているものがあると考えられる。







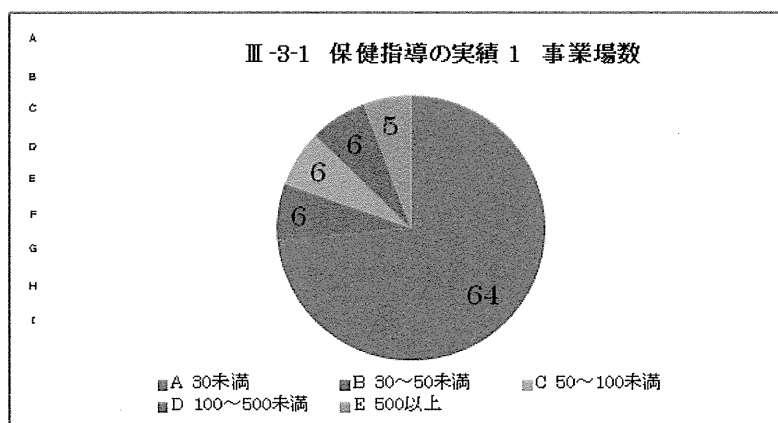
区分	回答区分						
	100人未満	100～499人	500～999人	1000～2999人	3000人以上	無回答	計
安衛法66条の7による保健指導	35	37	20	18	12	68	190
	28.7%	30.3%	16.4%	14.8%	9.8%	-	100.0%
高齢者医療確保法・特定保健指導	62	53	21	14	3	37	190
	40.5%	34.6%	13.7%	9.2%	2.0%	-	100.0%
生活習慣病健診・保健指導	42	11	4	3	2	128	190
	67.7%	17.7%	6.5%	4.8%	3.2%	-	100.0%
その他の保健指導	29	13	6	9	5	128	190
	46.8%	21.0%	9.7%	14.5%	8.1%	-	100.0%
合計	38	32	17	29	19	55	190
	28.1%	23.7%	12.6%	21.5%	14.1%	-	100.0%

### Ⅲ－３ 保健指導の実績

#### (2) 事業場数

##### ア 労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導

労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導を実施した事業場数についての質問では、半数以上が無回答であったが、回答した健診機関においては事業場数 30 未満の範囲で回答した健診機関が 64 健診機関（73.3%）と多数を占めた。平均では 84 事業場であり、単純には比較できないが、1 健診機関当たりの平均健康診断実施事業場数が 2,955 であることから見て、健康診断実施後の保健指導を求める事業場は極めて少ないといえる。



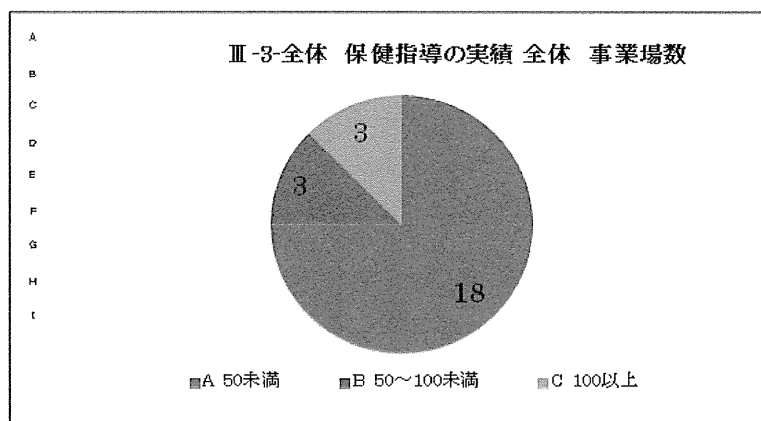
区分	回答項目	回答数	%
A	事業場数 30 未満	64	73.6%
B	事業場数 30～50 未満	6	6.9%
C	事業場数 50～100 未満	6	6.9%
D	事業場数 100～500 未満	6	6.9%
E	事業場数 500 以上	5	5.7%
	無回答	103	—
	計	190	100.0%
	平均	84 事業場	

### Ⅲ－３ 保健指導の実績

#### (2) 事業場数

##### イ 各種の保健指導の全体

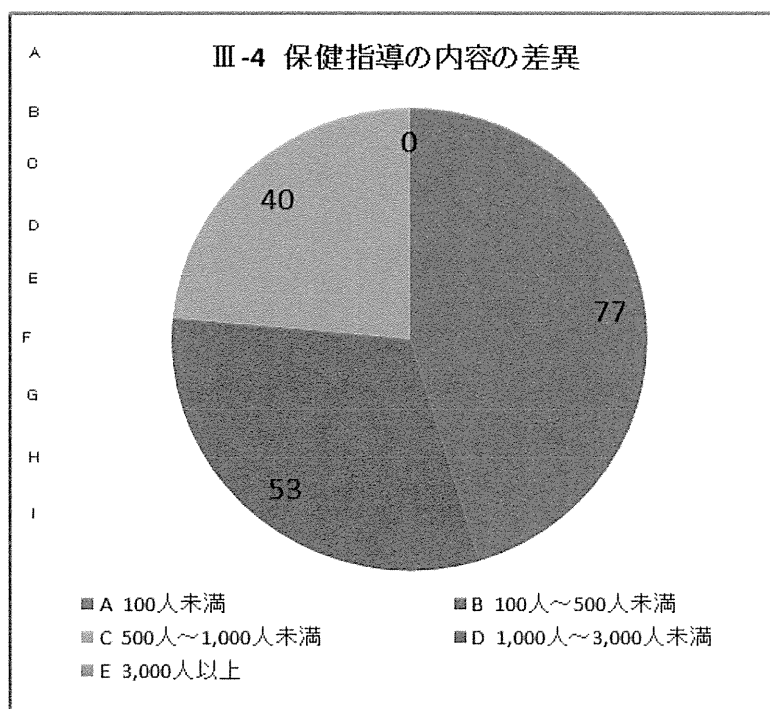
労働安全衛生法第66条の7に基づく保健指導を含む4種類の保健指導実施事業場数を、回答した健診機関は24健診機関と少ないが、その分布をみても事業場数50未満と回答した健診機関が18(75.0%)であり、全体として少ない。



区分	回答項目	回答数	%
A	事業場数 50 未満	18	75.0%
B	事業場数 50～100 未満	3	12.5%
C	事業場数 100 以上	3	12.5%
	無回答	166	-
	計	190	100.0%
	平均	57 事業場	

### Ⅲ－４ 保健指導の内容の差異

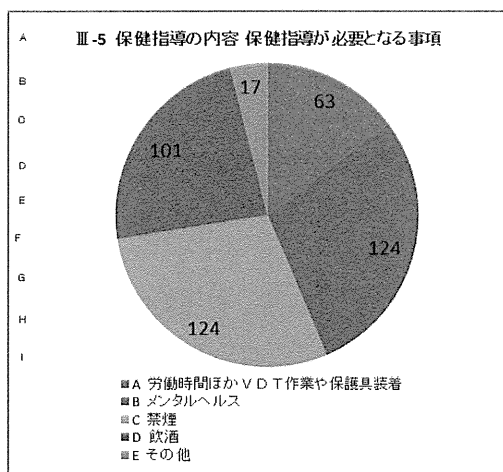
労働者を対象とする保健指導のうち、労働安全衛生法第66条の7に基づく保健指導を除く3種類の保健指導（高齢者医療確保法・特定保健指導、生活習慣病健診・保健指導及びその他の保健指導）の内容については、3種類ごとの目的に合わせて限定的に実施したのか（ア）、3種類の保健指導にあっても労働安全衛生法66条の7の趣旨を踏まえ、拡大して実施したのか（イ）、対象事業場によりア又はイのいずれかを実施したのか（ウ）を質問した結果、アは77健診機関（45.3%）、イは53健診機関（31.2%）、ウは40健診機関（23.5%）であった。これらから、おおむね1／3以上の健診機関では労働安全衛生法66条の7の趣旨を踏まえ、拡大して実施したとみることができる。



区分	回答項目	回答数	%
A	それぞれの目的に合わせて限定的に実施	77	45.3%
B	3種類の保健指導にあっても労働安全衛生法6 6条の7の趣旨を踏まえ、拡大して実施	53	31.2%
C	対象事業場により上記ア又はイのいずれかを実 施	40	23.5%
	無回答	20	0.0%
	計	190	0.0%

### Ⅲ－５ 保健指導の内容（複数回答可）

労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導を実施する場合の内容について質問したところ、メンタルヘルスに関する指導と禁酒指導と回答した健診機関がいずれも 124 健診機関（28.9%）と最も多く、次いで飲酒指導と回答した健診機関 101 健診機関（23.5%）などの順であった。「労働時間ほか VDT 作業や保護具装着に関する指導など仕事の仕方に関する指導」を行っていると回答した健診機関は 63 健診機関（14.7%）と少なかった。



区分	回答項目	回答数	%
A	労働時間ほか V D T 作業や保護具装着に関する指導など仕事の仕方に関する指導	63	14.7%
B	メンタルヘルスに関する指導	124	28.9%
C	禁煙指導	124	28.9%
D	飲酒指導	101	23.5%
E	その他	17	4.0%
	無回答	14	-
	計	443	100.0%



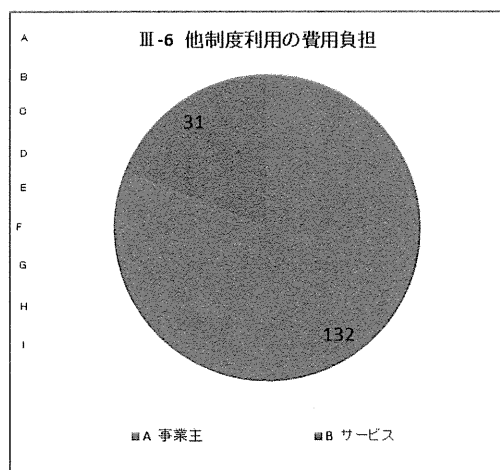
[E のその他の回答（自由記載）]

注 （ ）の数字は同じ回答の数。以下同じ。

がん予防、睡眠、口腔の清潔
医療関係者、海外出張等ワクチン接種、介護関係者腰痛健診及び指導
運動指導（3）
栄養指導
栄養指導、運動指導
各がん検診の要精密検査となった方に受診勧奨等の支援
肝炎ウイルス検査、癌検査の勧奨、結果説明
健診結果に基づいた生活習慣病予防、受診勧奨
骨密度測定後の結果説明と指導
私傷病等に関する相談（業務への影響も含めた相談対応）
受診勧奨等
食事指導、運動指導
睡眠、腰痛予防
睡眠指導、食事・栄養指導、生活活動量の指導、受診勧奨
生活一般

### Ⅲ－6 他制度を利用する場合の費用負担

労働安全衛生法第66条の7に基づく保健指導を実施する場合に他の3種類の保健指導と兼ねて実施するときは、40歳未満の対象者の費用負担をどこに求めるかを質問したところ、「事業主に求める」と回答した健診機関が132(81.0%)と多くを占めた。

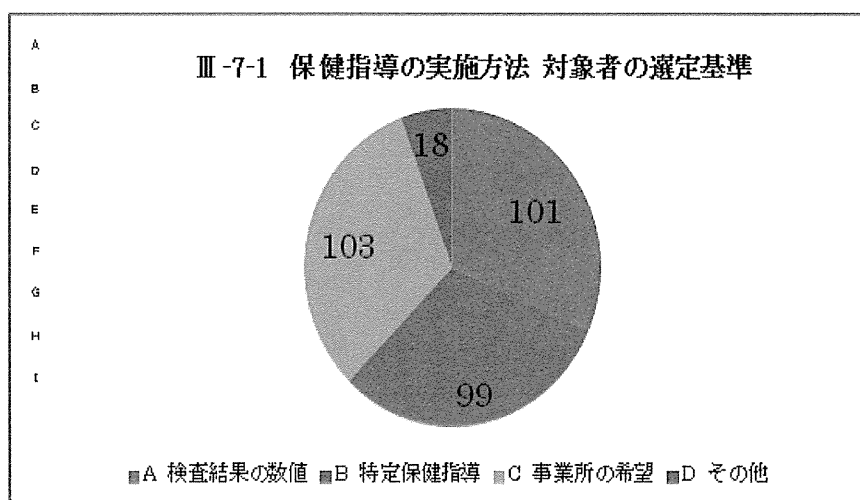


区分	回答項目	回答数	%
A	事業主に求める	132	81.0%
B	サービスで実施する	31	19.0%
	無回答	27	-
	計	190	100.0%

### Ⅲ－７ 保健指導の実施方法

#### (1) 対象者の選定基準の有無（複数回答可）

保健指導の対象者を選定する際の基準について質問した結果、「事業所の希望に沿う」と回答した健診機関が 103 健診機関（32.1%）、「検査結果の数値等により策定した基準」と回答した健診機関が 101 健診機関（31.5%）、「特定保健指導の基準」と回答した健診機関が 99 健診機関（30.8%）であり、この3つがほぼ同様の回答数で全体のほとんどを占めていた。



区分	回答項目	回答数	%
A	検査結果の数値等により策定した基準	101	31.5%
B	特定保健指導の基準	99	30.8%
C	事業所の希望に沿う	103	32.1%
D	その他	18	5.6%
	無回答	15	-
	計	336	100.0%

[Dのその他の内容（自由記載）]

数値基準をベースに年齢、異常項目数などをふまえ、担当者が選定
ドック受診者のうち、保健指導を希望する者
医師の判断
院内で協会けんぽ生活習慣病健診を受けた方
協会けんぽ等 施設内実施等、全員に当日5分間程度位の短時間実施
健診時の問診内容によって
健保組合の基準
産業医による個別判定（主に労災二次の場合）
産業医の指示（2）
施設内健診の診察時、全員に対し実施
人間ドック及び特定健診の方へは原則全員を指導対象としている。
担当保健師の判断
年齢
本人の希望にそって実施している（2）
問診等も重視、本人の訴えや希望